

令和元年12月3日招集

第4回天草市議会（定例会）追加議案書

天 草 市

## 令和元年第4回天草市議会（定例会）追加議案書

| 議案番号   | 件名                    | 提出年月日         | 議決年月日 | 議決の結果 |
|--------|-----------------------|---------------|-------|-------|
| 議第149号 | 訴訟上の和解について            | 令和元年<br>12月6日 |       |       |
| 議第150号 | 令和元年度天草市一般会計補正予算（第8号） | "             |       |       |

## 議第 149 号

### 訴訟上の和解について

横浜地方裁判所平成28年（ワ）第2595号設計報酬等請求事件について、次のとおり和解するものとする。

令和元年12月6日提出

天草市長 中村五木

#### 1 和解の相手方

天草市本庁舎設計業務委託共同企業体代表者（選定当事者）株式会社山本理顕設計工場

#### 2 和解内容

- (1) 市及び相手方は、市が天草市本庁舎の建設に係る設計者の選定に当たり、「くまもとアートポリス」事業に参加して公募型プロポーザル（公開審査を含む。）による審査を実施の上で相手方を選定し、平成25年11月14日付けで相手方を代表者とする天草市本庁舎設計業務委託共同企業体との間で建築設計業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結したこと及び市が本件契約を平成26年8月19日付けで解除したことを認める。市は、本件契約の解除が、市の政策変更により公募型プロポーザルの結果を維持することができなかったことに基づくもので、相手方に責めのないことを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、専門委員作成の令和元年10月2日付け意見書を踏まえ、実施設計の既履行分に相当する損害賠償金として1626万8000円の支払義務があることを認める。
- (3) 市は、相手方に対し、前号の金員を相手方名義の預金口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。
- (4) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (5) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本和解内容に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### 3 和解の方法

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定による訴訟上の和解により行う。

#### 4 事件の概要

市長選挙の結果による政策変更により市が契約解除を行った本件契約について、本件相手方が、設計報酬が未払であるとして、金3000万円及び平成26年8月20日からの年6パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めたもの

（提案理由）

和解を成立させるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 150 号

令和元年度天草市一般会計補正予算（第 8 号）

令和元年度天草市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,268 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,422,283 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款              | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------------|---------|------------|--------|------------|
| 19 繰入金         |         | 2,354,175  | 16,268 | 2,370,443  |
|                | 2 基金繰入金 | 2,354,175  | 16,268 | 2,370,443  |
| 補正されなかった款項に係る額 |         | 55,051,840 |        | 55,051,840 |
| 歳入合計           |         | 57,406,015 | 16,268 | 57,422,283 |

歳 出

(単位：千円)

| 款              | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------------|---------|------------|--------|------------|
| 2 総務費          |         | 12,613,223 | 16,268 | 12,629,491 |
|                | 1 総務管理費 | 11,835,579 | 16,268 | 11,851,847 |
| 補正されなかった款項に係る額 |         | 44,792,792 |        | 44,792,792 |
| 歳 出 合 計        |         | 57,406,015 | 16,268 | 57,422,283 |